

刊行にあたって

本書は、銀行業務検定試験「税務3級」の受験参考書として刊行されたものです。過去の試験問題については『税務3級問題解説集』（銀行業務検定協会編）に収録されておりますが、本書は試験問題を解くための必要知識について要点的に解説し、試験合格に向けてのサポート役として活用していただくことを第一義に編集しています。

金融機関の行職員にとって税務知識は日々の営業活動を遂行するうえで必要不可欠となっております。金融商品等にかかる税金はもちろんのこと、顧客からの質問・相談の場において的確なアドバイスこそが信頼関係の構築に繋がるからです。税務知識を日頃より身につけて研鑽し、銀行業務検定試験「税務3級」にチャレンジすることは、その習得度合を判定するうえでも有用であり、広く推奨する所以です。

本書を『税務3級問題解説集』と併せて有効に活用し、銀行業務検定試験「税務3級」に合格され、日常業務活動により一層邁進されることを祈念してやみません。

2019年6月

経済法令研究会

※本書は、従来の「受験対策シリーズ」から「公式テキスト」に名称変更したものです。



目次

刊行にあたって
学習の手引き—本書利用のしかた (9)
過去5回分の出題項目 (10)
銀行業務検定試験「税務3級」出題範囲 (12)

第1編 所得税

1	納税義務者と課税所得の範囲	2
2	非課税所得	4
3	障害者等の少額貯蓄非課税制度	7
4	青色申告	8
5	所得税の税額計算の仕組み	11
6	利子所得	24
7	配当所得	27
8	不動産所得	35
9	事業所得	41
10	給与所得	44
11	退職所得	47
12	山林所得	50
13	譲渡所得	52

(4)

14	一時所得	61
15	雑所得	64
16	固定資産の交換の特例	69
17	居住用財産の課税の特例の概要	70
18	居住用財産の課税に関する各特例	73
19	空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例	80
20	特定事業用資産の買換えの特例	81
21	平成 21 年および 22 年中に取得した土地等の課税の特例	84
22	収用等の場合の課税の特例	87
23	有価証券の譲渡による所得の課税の特例	90
24	損益通算	95
25	損失の繰越控除	98
26	所得控除	102
27	配当控除	112
28	住宅借入金等特別控除	115
29	特定増改築等の住宅借入金等特別控除	118
30	投資減税制度	122
31	寄附金の特別控除	125
32	変動所得・臨時所得の平均課税	126
33	収入金額	130
34	必要経費	132
35	売上原価	135
36	減価償却資産の償却費	137
37	繰延資産の償却費	141
38	貸倒引当金	143
39	親族が事業から受ける対価	146
40	資産損失	149
41	収入および費用の帰属の時期の特例	151
42	申告	153
43	納付	156

44	源泉徴収制度と支払調書	158
----	-------------	-----

第2編 相続税・贈与税

1	相続の開始と時期	164
2	遺 贈	166
3	相続人と相続分	168
4	相続人の欠格・廃除	172
5	相続放棄と限定承認, 相続放棄した場合の相続分	173
6	特別受益・寄与分・特別寄与料・遺留分	175
7	遺産分割・遺言・遺産分割協議	178
8	相続税の意義と相続税の課税価格の計算	180
9	相続税の課税財産とみなし相続財産	184
10	相続税の非課税財産	189
11	債務控除と葬式費用	194
12	相続開始前3年以内の受贈財産	197
13	宅地の評価	199
14	農地・耕作権・借地権の評価	207
15	上場株式等の評価	210
16	取引相場のない株式の評価	213
17	その他の財産の評価	221
18	相続税額の計算	224
19	各相続人・受遺者の相続税額の計算	228
20	税額の2割加算・贈与税額控除	230
21	配偶者の税額軽減	233
22	未成年者控除・障害者控除	236
23	相次相続控除・外国税額控除	240
24	農地等にかかる納税猶予制度	243
25	非上場株式等にかかる相続税の納税猶予制度	247
26	個人事業者の事業用資産にかかる納税猶予制度	253

(6)

27	相続税の申告	255
28	相続税の納付・加算税・連帯納付義務	258
29	修正申告・更正の請求	263
30	延納	265
31	物納	267
32	贈与税の性格と納税義務者	270
33	本来の贈与により取得した財産	276
34	他人名義による財産の取得	282
35	贈与税の非課税財産	283
36	贈与とみなされる財産	286
37	贈与税の計算・申告・納付	294
38	贈与税の配偶者控除	304
39	相続時精算課税制度	306
40	住宅取得等資金にかかる相続時精算課税制度	311
41	非上場株式等にかかる贈与税の納税猶予制度	313
42	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例	317
43	教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税制度	320
44	結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税制度	323
45	個人事業者の事業用資産にかかる贈与税の納税猶予制度	327

第3編 法人税

1	法人税の納税義務と課税所得の範囲	330
2	同族会社と特別規定	332
3	所得金額の計算	334
4	収益の計上基準	336
5	受取配当等の益金不算入	337
6	棚卸資産の評価	339
7	有価証券の損益	341
8	減価償却資産の償却費	343

9	繰延資産の償却費	347
10	役員の給与・賞与・退職給与等	349
11	寄附金の損金不算入	352
12	交際費等の損金不算入	354
13	貸倒損失	355
14	租税公課	356
15	引当金	359
16	圧縮記帳	361
17	採用等の所得の特別控除	362
18	特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除	363
19	欠損金の繰越しと繰戻し	364
20	税額計算の仕組みと税率	365
21	税額加算	368
22	税額控除	369
23	申告, 納付	371
24	組織再編成の所得金額の計算	373
25	連結納税制度	375

第4編 その他の税金

1	消費税	382
2	印紙税	390
3	登録免許税	392
4	地方税の仕組み	395
5	住民税(道府県民税・市町村民税)	397
6	事業税	402
7	地方消費税	409
8	不動産取得税	410
9	固定資産税	414
10	事業所税	418

● 凡 例 ●

本文中の法令の略語は、次のとおりです。

- ・ 所……………所得税法
- ・ 所令……………所得税法施行令
- ・ 所基通……所得税基本通達
- ・ 相……………相続税法
- ・ 法……………法人税法
- ・ 法基通……法人税基本通達
- ・ 地……………地方税法
- ・ 措法……………租税特別措置法
- ・ 措令……………租税特別措置法施行令
- ・ 消……………消費税法
- ・ 印……………印紙税法
- ・ 登……………登録免許税法

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.khk.co.jp/>）に掲載いたします。

（ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌 TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#)）

1 納税義務者と課税所得の範囲

1 納税義務者

所得税の納税義務者は原則として個人であるが、法人も特定の所得に対しては課税徴収上の便宜から源泉徴収制度が適用されるため、法人も納税義務者となる。

法人に課された源泉所得税額は、法人税の申告にあたり、原則として法人税額から控除されるので、法人税の前払的性格のものといえる。

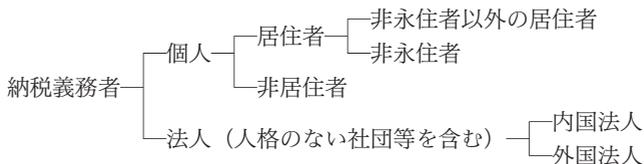
なお、人格のない社団等（法人格を有しない社団または財団で、代表者または管理人の定めがあるもの）は、法人とみなして、所得税法が適用される（所4条）。

個人である納税義務者は、居住形態（住所、居所等）などの違いにより居住者、非居住者に区分して、さらに居住者は非永住者と非永住者以外の居住者に区分している。

一方、法人である納税義務者は、国内に本店または主たる事務所を有する法人を内国法人とし、それ以外は外国法人として区分する。このように区分するのは、課税の範囲が異なるからである。

なお、国家公務員・地方公務員は、国内に住所を有しない期間についても国内に住所を有するものとみなして課税される（所3条）。

（図表 1-1-1） 所得税の納税義務者



Keypoint

（無制限納税義務者と制限納税義務者）①無制限納税義務者…課税される所得の範囲の制限のない人。（例非永住者以外の居住者。）②制限納税義務者…課税される所得の範囲に制限のある人。（例居住者で非永住者，非居住者，法人。）

（住所とは）各人の生活の本拠をいう。生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判定する（所基通2-1）。

2 課税所得の範囲と課税方法

納税義務者の区分に応じた課税所得の範囲および課税方法は、図表 1-1-2 のとおりである。

(図表 1-1-2) 納税義務者の区分と課税所得の範囲・課税方法

納税義務者		定義	課税所得の範囲	課税方法
個人	居住者 非永住者以外の居住者 (ほとんどの人)	国内に住所を有するか、または現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人(居住者)で非永住者以外の人 (所2条1項3号・4号)	すべての所得 (国内源泉所得, 国外源泉所得) (所7条1項1号)	申告納税制度または、源泉徴収制度
	非永住者	居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所または居所を有していた期間の合計が5年以下である個人(所2条1項3号・4号)	国外源泉所得以外の所得および国外源泉所得で国内において支払われたものまたは国外から送金されたもの (所7条1項2号)	
	非居住者	居住者以外の個人 (所2条1項5号)	国内源泉所得 平成29年以後、課税原則が総合主義から帰属主義へと見直され、国内の恒久的施設が稼得する第三国源泉所得が課税対象となるなど等の変更がある (所161)。 (所7条1項3号)	
法人	内国法人	国内に本店または主たる事務所を有する法人 (所2条1項6号)	国内において支払われる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配および賞金 (所7条1項4号)	源泉徴収制度
	外国法人	内国法人以外の法人 (所2条1項7号)	国内源泉所得のうち特定のもの (所7条1項5号)	

(居所とは) 住所以外の地で相当期間継続して居住している場所であり、生活の本拠地に至らないものをいう。

(所得とは) 所得税法上の定義はないが、あらゆる経済的利益(もうけ)をいうものと解されている。したがって、その発生原因等が適法であるかどうかを問わない(所基通36-1)。

2 非課税所得

出題【18年10月・問3／17年10月・問4】

1 非課税所得の性格

所得税は、原則として個人がその年の1月1日から12月31日までの間(暦年)に得たすべての所得(もうけ)に対して課税される。しかし、特定の所得については、社会政策や担税力の考慮、二重課税の排除などの理由からこれらを非課税所得として課税しないこととしている(所9条1項)。

したがって、非課税所得は課税所得の計算上最初から除外しているので、その所得に対して損失が生じてもその損失はなかったものとされる(所9条2項)。

2 具体的な非課税所得

非課税所得には、所得税法や租税特別措置法に規定されているものと他の法律で規定されているものがある。

非課税所得の主なものをまとめると次のようになる。

(1) 利子等の非課税

- ① 年利1%以下の当座預金の利子(所9条1項1号、所令18条)
- ② 学校長の指導によるいわゆる子供銀行の預貯金等の利子等(所9条1項2号)
- ③ 障害者等の少額預金等(元本350万円以下)の利子等(所10条)
- ④ 障害者等の少額公債(額面350万円以下)の利子(措法4条)
- ⑤ 勤労者財産形成住宅(または年金)貯蓄(あわせて元本550万円以下)の利子等(措法4条の2・4条の3)
- ⑥ 納税準備預金の利子(租税納付の引出しに限る)(措法5条)
- ⑦ 納税貯蓄組合預金の利子(10万円を超える部分にかかる利子を除

Keypoint

(非課税所得) 原則として手続きを要さないが、次のものは非課税貯蓄申込書など一定の手続きが必要である。

①障害者等の少額預金等、少額公債の利子等、②勤労者財産形成住宅(または年金)貯蓄の利子等

く) (納税貯蓄組合法 8 条)

(2) 配当の非課税

- ① オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち、元本の払戻しに相当する特別分配金 (所 9 条 1 項 11 号)
- ② 非課税口座内の少額上場株式等の配当等 (措法 9 条の 8 第 1 項)
- ③ 未成年者口座内の少額上場株式等の配当等 (措法 9 条の 9)
- ④ 非課税口座内の累積投資勘定の配当等 (平成 30 年から、措法 9 条の 8 第 2 項)

(3) 給与の非課税

- ① 給与所得者の出張旅費、転任旅費 (所 9 条 1 項 4 号)
- ② 給与所得者の通勤手当 (平成 28 年 1 月 1 日以後は最高月額 15 万円) (所 9 条 1 項 5 号)
- ③ 給与所得者が受ける職務の性質上欠くことができないもの (制服その他の身回品など) (所 9 条 1 項 6 号)
- ④ 国外勤務の在勤手当 (所 9 条 1 項 7 号)
- ⑤ 外国政府、国際機関等の職員の給与等 (所 9 条 1 項 8 号)
- ⑥ 給与所得者が使用人として受ける住宅資金の貸付等の経済的利益 (自己負担 1% 以上のもので平成 22 年 12 月 31 日までの貸付等に限る) (平成 22 年改正法附則 58 条)
- ⑦ 特定の取締役等が受ける新株予約権等 (ストックオプション) の行使による株式の取得による経済的利益で一定のもの (措法 29 条の 2)

(4) 資産の譲渡の非課税

- ① 生活用動産 (1 個または 1 組の時価が 30 万円を超える貴石、貴金属や書画、骨とう品及び通常必要でない動産等を除く) の譲渡による所得 (所 9 条 1 項 9 号)
- ② 資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合の強制

(非課税とならないもの) 家族手当、資格手当などは非課税とはならない。

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.khk.co.jp/>）に掲載いたします。

（ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌 TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#)）

銀行業務検定試験 公式テキスト 税務3級 2019年10月・
2020年3月受験用

2019年7月26日 第1刷発行

編者 経済法令研究会
発行人 金子幸司
発行所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表 03-3267-4811 制作 03-3267-4897

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

制作／経法ビジネス出版(株)・恒吉栄治 印刷／あづま堂印刷(株) 製本／(株)島崎製本

© Keizai-hourei Kenkyukai 2019

ISBN978-4-7668-4365-1

経済法令研究会のホームページ
<https://www.khk.co.jp/>

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。